**第六条**　相当証書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。

一　改正法による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「新法」という。）第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶　別記様式三

二　新法第四十一条第一項第二号に規定する第二種特定船舶　別記様式四

三　新法第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶　別記様式五

四　新法第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶　別記様式六

**第七条**　相当証書の有効期間は、改正法の施行の日（当該施行の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合にあっては、当該保障契約の開始日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が改正法の施行の日から１年を超える場合は、１年とする。

２　前項の規定にかかわらず、相当証書の有効期間の満了前に当該相当証書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該相当証書もその時において効力を失う。

**第八条**　相当証書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、別記様式七による相当証書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

２　附則第三条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

**第九条**　改正法附則第二条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

**第十条**　改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて準用する新法第四十四条及び第五十二条の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　改正法附則第四条第二項第一号に掲げる契約に係る改正法による改正前の船舶油濁損害賠償保障法（以下この条において「旧法」という。）第三十九条の七第一項に規定する書面　旧法第三十九条の五（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定

二　改正法附則第四条第二項第二号に掲げる契約に係る旧法第三十九条の七第一項に規定する書面　旧法第三十九条の五の規定

**第十一条**　改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書は、同条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書とみなす。

２　この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書（前項の規定により第一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書とみなされたものを含む。）は、同条の規定による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法施行規則第三号様式によるタンカー保障契約証明書とみなす。

**別記様式1**（附則第3条関係）

相当証書交付申請書

年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　　印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、相当証書の交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定により申請します。

| ①船名及び船種 | ②船舶番号又は信号符字 | ③国際海事機関船舶識別番号 | ④船籍港 | ⑤総トン数 | ⑥船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | ⑦保障の契約の種類 | ⑧保障の契約の期間 | ⑨保障契約により塡補・担保される額 | ⑩保険者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | ⑪備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

手数料納付欄

収入印紙

注　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番又はＡ列４番とすること。

２　記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。

３　船種については、タンカー、貨物船、バージ等の別を明らかにすること。

４　国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。

５　保障契約の種類の欄には、船主責任相互保険等具体的に記載すること。

６　一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑦から⑪までの欄については保障契約ごとに記載すること。

７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。